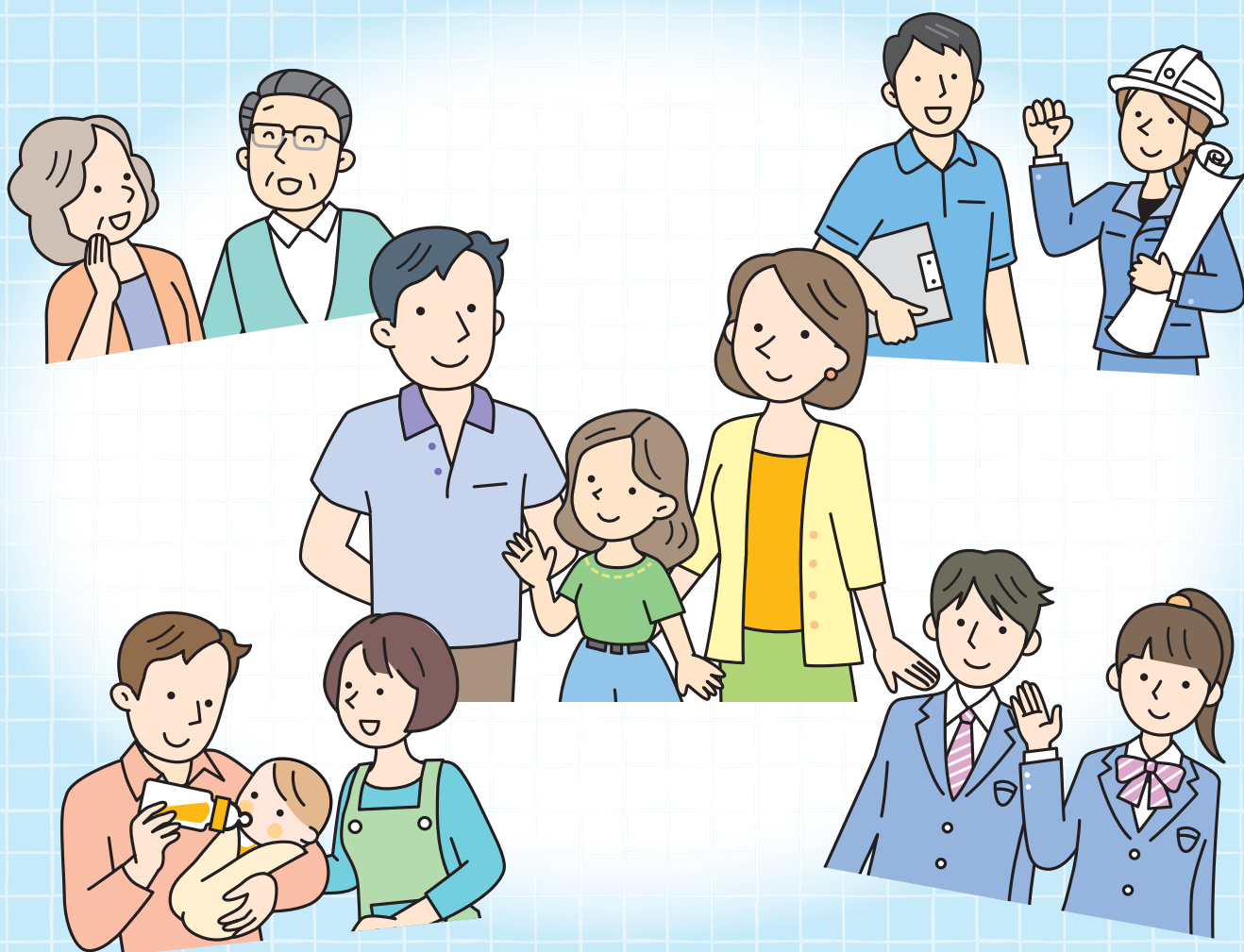


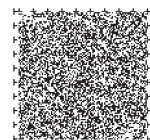
第六次北本市男女行動計画

北本市男女共同参画プラン

概要版



令和5年3月
北本市



✿ 計画の性格

- (1) 本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「北本市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、「DV防止法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。
- (3) 国及び県の「男女共同参画基本計画」や「第五次北本市総合振興計画」を踏まえるとともに、関連する市の個別計画との整合を図りながら策定しました。
- (4) 北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに「第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の進捗状況や課題を整理し、令和3（2021）年10～12月に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果等をもとに策定しました。また、令和4年（2022）中に実施したパブリック・コメント手続制度等による市民の提言等も反映しました。
- (5) 市、市民及び事業者等と協働して取り組むものです。

✿ 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

✿ 基本理念

本計画は、「北本市男女共同参画基本条例」の基本理念に基づき推進します。

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行による弊害への配慮

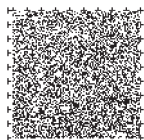
政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と社会生活における活動への参画

国際協調

個人の尊厳を害する暴力の根絶

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重



🌱 施策の展開

基本目標

1

男女共同参画社会の実現と 多様性の尊重に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、法律、社会慣行・しきたり等のあらゆる分野において、男女が平等であることを実感し、長い時間をかけて形成されてきた、性別に関する偏見や固定観念やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消することが重要です。

市民一人一人がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育を行うなど、男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくりを推進します。

1-1

男女共同参画に 関する教育・ 啓発や意識の醸成

① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

- ◆男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進
- ◆広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進
- ◆事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚

② 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

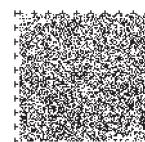
- ◆男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- ◆保護者や教職員等への啓発活動
- ◆性別に基づく無意識の思い込みにとらわれないキャリア教育の推進
- ◆国際的な視点を持った男女共同参画の推進

1-2

多様性の尊重の 推進

① 性の多様性に対する理解の促進

- ◆LGBTQ(性的マイノリティ)・性の多様性に関する理解促進
- ◆パートナーシップ宣誓制度の促進



男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、すべての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる基盤整備を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育て支援及び介護サービスの充実や、男女双方が子育て及び介護を担うための積極的な情報発信など、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

2-1

政策・意思決定の場における女性の活躍促進

① 市政や地域活動における女性の参画促進

- ◆ 審議会・委員会等委員への女性の登用推進
- ◆ 地域活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進

2-2

ワーク・ライフ・バランスの実現

① 男女がともに働きやすい職場環境の整備

- ◆ 労働者・事業主に向けた各種情報提供や周知
- ◆ 各種ハラスメントの防止
- ◆ 多様な働き方の普及啓発

② 子育て支援・介護サービスの充実

- ◆ 地域で支える子育て環境の充実
- ◆ 地域で支える介護サービスの充実

③ 男性の子育て・介護参加への促進

- ◆ 男性の子育て参加への促進
- ◆ 男性の介護参加への促進

2-3

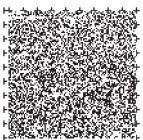
女性のチャレンジ支援

① 女性の就業・起業への支援

- ◆ 女性の就業や起業に対する支援

② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

- ◆ 経済分野における女性の活躍に関する情報発信
- ◆ 農工商・自営業・小規模事業所に向けた男女共同参画の啓発



あらゆる暴力の根絶

【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

DV(配偶者等に対する暴力)や性暴力・性犯罪は、重大な人権侵害であり男女共同参画社会の実現において克服すべき重要な課題です。

どのようなことが暴力にあたるのか、暴力に対する正しい認識の周知及び普及に努めます。あわせて、同様に個人の尊厳を不当に侵害する行為である各種ハラスメント等、社会全体であらゆる暴力を許さない意識の啓発を強化します。

実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実や被害者の保護及び安全確保、自立に向けた支援体制の強化等、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

3-1

暴力根絶のための
意識啓発

① 意識啓発・広報の強化

- ◆暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実
- ◆若年層に向けた広報・啓発の充実

② 地域における暴力防止対策の推進

- ◆地域における暴力防止対策の推進

3-2

相談体制の充実

① 相談体制の充実

- ◆相談窓口の充実と関係機関の連携
- ◆相談しやすい体制の整備

3-3

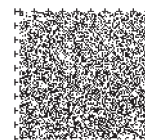
暴力被害者の
保護・支援

① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

- ◆暴力被害者の緊急時安全確保と対応
- ◆被害者等の届出手続に関する支援

② 被害者の自立支援

- ◆被害者の自立に関する支援の充実



基本目標 4

安心・安全に暮らせる環境づくり

自然災害や感染症の拡大、経済状況の悪化といった非常事態は、市民の生活を大きく脅かすとともに、社会的に弱い立場にある人々の生活に、より深刻な影響をもたらします。そのため、異常気象等により増加傾向にある自然災害や、社会の進展とともに複雑化する様々な問題に対応するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

男女双方の視点に立った対策やニーズが取り入れられるよう、防災分野の政策決定過程への女性の参画促進や男女共同参画の視点を取り入れた防災及び防犯体制を強化します。

また、性差に応じた健康づくり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方の普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人への体制づくりに併せて、それぞれが能力を発揮できるような環境の整備など、すべての人が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

4-1

防災・防犯分野における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実

- ◆ 自主防災組織や消防団活動等における男女共同参画の推進
- ◆ 男女共同参画の視点に立った避難所運営の促進
- ◆ 男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備

② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

- ◆ 防災に関する委員会等への女性の参画促進

4-2

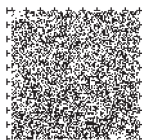
健康で安心して暮らせる環境整備

① 誰もが安心して暮らし続けるための支援

- ◆ ひとり親家庭等への支援
- ◆ 高齢者への地域生活の支援
- ◆ 障がいのある人への地域生活の支援
- ◆ 生活に困難がある方への支援

② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

- ◆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
- ◆ 性差に応じた特有の疾病予防と健康づくりへの支援



本計画の推進に向けて、それぞれの人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開できるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携を強化します。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に一体的に取り組みます。

5-1

計画の総合的な
推進体制の充実

① 庁内における男女共同参画の推進

- ◆ 施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進
- ◆ 女性職員の研修機会の拡大
- ◆ 職員のワーク・ライフ・バランスの実現

② 庁内推進体制の充実

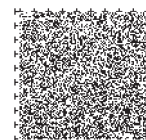
- ◆ 庁内推進体制の充実

③ 計画の進行管理

- ◆ P D C A サイクルに基づく計画の進行管理

④ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

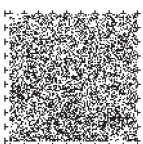
- ◆ 多様な主体との協働による男女共同参画の推進体制強化



数値目標

基本目標	指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標1 男女共同参画社会の 実現と多様性の尊重に 向けた意識づくり	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	56.6%	70%
	北本市が「あらゆる分野で男女が平等に参画しているまち」になっていると思う人の割合を増やす	57.4%	65%
	北本市パートナーシップ宣誓制度を知っている人の割合を増やす	32.9%	50%
	LGBTQ(性的マイノリティ) の理解の推進等に取り組む事業所認定制度の登録数を増やす	—	5件
基本目標2 男女がともに 活躍できる 環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	市の審議会等に女性が登用されている割合を増やす	25.7%	40%
	女性が登用されていない審議会等の数を減らす	8	0
	家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率(女性を100とした場合の男性の比率)を100に近づける	—	100:100
	自治会長に女性が登用されている割合を増やす	2.7%	10%
	保育所(園)待機児童数を減らす	5人	0人
基本目標3 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの 暴力の防止及び被害者 支援基本計画】	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度を増やす	33.7%	50%
	DV(配偶者等からの暴力) と考えられる行為を受けた際に窓口で相談する人の割合を増やす	35.1%	50%
	「女性に対する暴力をなくす運動」の参加事業所を増やす	4件	8件
基本目標4 安心・安全に 暮らせる環境づくり	北本市防災会議における女性の割合を増やす	11.9%	30%
	地域活動に参加した人の割合を増やす	女性27.6% 男性31.8%	女性40% 男性40%
	女性の性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した人の割合を増やす	女性21.7% 男性27.6%	女性40% 男性40%
基本目標5 男女共同参画の 推進体制の強化	北本市男女共同参画推進条例の認知度を増やす	4.5%	20%
	市の男性職員の育児休業取得率※を上げる	28.6%	30%
	管理的地位にある市職員における女性の割合を増やす	19.8%	40%

※育児休業取得率：育児休業を取得できる要件(3歳以下の子どもがいる職員)を満たした職員のうち、1日以上育児休業を取得した職員の割合。



第六次北本市男女行動計画(北本市男女共同参画プラン) 概要版

令和5年3月 北本市 総務部 人権推進課

住所 〒364-8633 北本市本町1-111 電話 048-591-1111(代表)